

訪問リハビリテーションの運営規程

（事業の目的）

第1条 この事業者が行う訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が、要介護および要支援状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた要介護者等に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 （1）事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持又は向上を図る。

（2）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 さんだりハビリテーション病院
- （2） 所在地 兵庫県三田市富士が丘5丁目16番地1

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 医師 1名以上（常勤職員兼務）
理学療法士 2名以上（常勤職員兼務）
作業療法士 1名以上（常勤職員兼務）
言語聴覚士 1名以上（常勤職員兼務）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び6月1日（当日が土・日・祝日の場合は翌日）及び12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用料等)

第6条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

- ① 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

1回：275円(税込み)

- ② 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説名をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三田市・神戸市北区の一部・三木市の一部の区域とする。

※ 一部地域についての町名

神戸市北区：赤松台・有野台・有野町有野・有野中町・有野町二郎・大沢町全域・鹿の子台全域・京地・上津台・菖蒲が丘・道場町全域・長尾町全域・西山・八多町上小名田・八多町下小名田・八多町中・八多町西畑・八多町吉尾・東有野台・藤原台北町・藤原台中町・藤原台南町

三木市：吉川町市野瀬・吉川町上荒川・吉川町金会・吉川町楠原・吉川町畑枝・吉川町東田・吉川町毘沙門・吉川町福吉

(事故発生時の対応)

第8条 (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

(2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(緊急時等における対処方法)

第9条 (1) 訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が出来ない場合は、緊急搬送に必要な処置を講じるものとする。

(2) 従業者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(苦情の処理)

第10条 管理者は提供した訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備する。
- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に「報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者」に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- ④ 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- ⑤ 事業者は、損害賠償が発生した場合に備え、損害賠償責任保険に加入している。
事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償等の手続きを行う。

(業務継続計画の作成)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- ① 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 (1) 事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持)

第14条 (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(3) 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に

じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施することとする。
- ・適切な措置を実施するために担当者を設置する。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 (1) 事業者は、適切な介護保険サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保することとする。

(2) 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 (1) 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、下記に掲げる措置を講じるものとする。

- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(運営内容の自己評価及び改善並びにその結果の公表)

第19条 (1) 事業者は、その提供する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(2) 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努める。

(暴力団等の影響の排除)

第20条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けない。

(文書の保存)

第21条 事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービス提供が完了した日から最低5年間は保存するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団和敬会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は令和6年6月1日から施行する